

一般社団法人日本障害者就労支援事業所協会 入会申込書

年 月 日

一般社団法人日本障害者就労支援事業所協会 代表理事 佐藤 豊 様

貴会の趣旨に賛同し、入会を申し込みます。

入会後は一般社団法人日本障害者就労支援事業所協会の定款及び各規程を遵守します。

事業者（法人）名	印		
事業者住所			
代表者名			
電話番号		FAX番号	
メールアドレス			
入会日		会員種別	一般会員・賛助会員
事業所数 (入会時点)			
協会広報資料への情報公開について*	同意する	同意しない	

* ホームページや会報への事業所情報の掲載について

資料送付先	(事業者住所と異なる場合)
担当者名	(代表者と異なる場合)
担当者連絡先	

定款（抜粋）

(名称)
第1条 当法人は、一般社団法人日本障害者就労支援事業所協会と称する。

(目的)
第2条 当法人は、ノーマライゼーションを理念に掲げ、誰にとっても生きやすい社会を実現するため、持続可能な障害者就労支援制度の構築を目指し、障害者の就労に関わる
1. 障害福祉サービス事業所
2. 障害者を雇用する企業
の視点による制度・政策への提言・情報発信を行う。

(事業)
第3条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
1. 障害者就労支援や障害者福祉制度に関する政策提言
2. 関係省庁、有識者との意見交換会やセミナーの開催
3. 企業の障害者雇用相談、職員研修の開催・実行の支援、支援機関の紹介
4. 福祉に関わる諸課題解決のためのリーガルサポート（弁護士、税理士、社労士等紹介）
5. 上記各号に掲げるもののほか、当法人の目的を達成するために必要な事業

(事務所)
第4条 当法人は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

(一般会員と賛助会員)
第5.0条 当法人の会員は、一般会員と賛助会員により構成され、その資格は次の通りとする。
「一般会員」
・就労移行支援事業所を運営する法人で、協会目的、方針等に賛同し協会承認を受けたもの。
「賛助会員」
・就労移行支援事業者以外の企業又は、将来会員入会を検討する就労移行支援事業者で、協会目的、方針等に賛同し、協会承認を受けたもの。
なお、「一般会員、賛助会員」とも、入会に当たっては当法人所定の手続き（別紙「申込書」の提出並びに「会費」の支払）を要する。

(情報公開)
第5.3条 当法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。
2. 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)
第5.4条 当法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。
2. 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

入会金および会費

「一般会員」
入会金 6,000円
会費 1,000円/月×事業所数
* 事業規模に応じた会費となります。

「賛助会員」
入会金 なし
会費 10,000円～/年

例1) 継続支援A型またはB型の事業所は賛助会員として入会頂けます。
例2) 移行支援10名+継続支援B型10名で合計20名の多機能型事業所は移行支援1つの事業所とみなします。
例3) 障害者雇用(予定)企業は賛助会員として入会頂けます。
* 定着支援事業は併設であるため事業所数にはカウントしません。
* 開設前で法人格のない場合は相談ください。

支払方法
年一括 自動引き落とし または 振り込み
* 申し込み後に振込用紙または自動引き落としの書類を送付致します。